

匿名感染症関連情報の第三者提供に関する意見

全国保健所長会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）により、令和6年4月1日から、厚生労働大臣は匿名感染症関連情報を第三者に提供することができること、また、提供を行う場合には、他の所定のデータベースの匿名情報と匿名感染症関連情報とを連結して利用することができる状態で提供することができることとなったが、新型コロナウイルス感染症を含め現場で感染症対応を実施している立場から下記のとおり意見を提出するのでご検討願いたい。

記

- ・有識者会議には、その都度、情報提供側のユーザーの意見を反映できるよう、構成員にこれらの団体の代表を臨時で入れる、参考人として意見を聞くなどしていただきたい。
- ・情報提供の理解促進と信頼の確保のため、「何のために提供が必要か」という目的を明確化し公にしていきたい。国民を含むユーザー側と第三者である研究者側とでその目的を共有するよう、概念的な総論のみならず、公衆衛生の向上に資するようユーザー側へのデータ分析の還元を確保していただきたい。
- ・情報提供はユーザーへの還元を原則として、データの情報交換が有益なコミュニケーションとして信頼に基づくものであることを望む。審議基準やガイドライン等に当てはまるから「提供して当然」という印象を持たれないよう匿名情報であっても、その先に「人」および地方公共団体が存在し、人々の健康と福祉と人権を維持することを尊重して、第三者には慎重にデータを扱っていただきたい。
- ・第三者に提供されるデータに住所地があるが、市町村単位での提供では人口が少ない地域もあり、個人の特定に繋がらないように配慮していただきたい。
- ・発生届については、主治医が入院をさせたいために重症度を重めに記載すること、並びにワクチン歴、症状および発症日等が空白であることが多く、その後の保健所の調査によるHER-SYS情報の修正がかなりの業務量であり、保健所業務がひっ迫すると修正ができなくなる。そのため、感染症関連情報の精度について、第三者提供され十分に分析評価可能なデータであるのか検討していただきたい。
- ・第三者に提供される感染症情報は、個人情報（氏名・住所・電話番号等）を記した発生届そのものを提供するのではなく、サーベイランスの目的で、年齢層・性別・所在の地域・臨床症状をカテゴライズしたチェックボックスから選択的に診断医が電磁的にデータ入力するシステムなど、提供する際に第三者に不要な情報は削除されることが望ましい。

・第三者に提供される可能性がある匿名感染症関連情報に **HER-SYS** データがあり、これには積極的疫学調査、健康観察といった保健所業務に伴うデータも含まれる。本業務における感染者への相談指導・情報収集は、公務員の守秘義務を前提とし、個人情報に細心の注意を払いながら実施されていることに十分留意し、個人情報保護を、法的または倫理的に説明がつくこと（その方面の専門家の解釈）で担保するとともに、匿名情報は提供者に不利益を与えるものではないことを保証していただきたい。

・**HER-SYS** の入力項目はあまりに網羅的で、自治体や流行時期によって入力する・しないの判断や、調査の粒度がかなり違っていたのではないかと思われる。そういう状況で、どのデータに実用性があるのか、どのくらい入力されていけば実用性が高いのか、ということも、しっかり検討していただきたい。

・新型コロナウイルス感染症対応において、各自治体では感染症関連情報に関し **HER-SYS** 以外の独自のデータベースシステムを運用していることが多く、第三者提供の内容によっては、**HER-SYS** 等の国のデータベースシステムには必要最小限の情報提供となる可能性がある。

以上